

森林法の一部を改正する法律案要綱

第一 要間伐森林制度の改善

一 市町村の長は、施業の勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、当該市町村の長の指定を受けた者と、所有権の移転等のほか施業の委託についても協議すべき旨を勧告することができるものとする。

（第十条の十第二項関係）

二 都道府県知事は、指定地方公共団体等からの分収育林契約の締結の裁定の申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合において、当該申請に従って当該要間伐森林について間伐又は保育を実施することが(二)のイからニまでに規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、分収育林契約を締結すべき旨の裁定をするものとする。

(一) 間伐又は保育が実施されておらず、かつ、当該要間伐森林の森林所有者の意見書の内容その他の諸事情を考慮して引き続き間伐又は保育が実施されないことが確実であると見込まれること。

(二) 引き続き間伐又は保育が実施されないときは次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

ロ 当該要間伐森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

ハ 当該要間伐森林の現に有する水源のかん養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

ニ 当該要間伐森林及びその周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（第十条の十一の四関係）

第二 施業実施協定制度の拡充

一 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的として設立された特定非営利活動法人等は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、当該森林について特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とする森林施業の実施に関する協定

を締結することができるものとする。

(第十条の十一の八第二項関係)

- 二 認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において当該協定の対象とする森林の森林所有者等又は森林の土地の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(第十条の十一の十三関係)

第三 特定保安林制度の恒久化

- 一 農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林（当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。）を特定保安林として指定することができるものとする。

(第三十九条の三関係)

- 二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に地域森林計画の対象となっている民有林があるときは、当該地域森林計画の変更等をし、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならないものとする。

(一) 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林（以下「要整備森林」という。）の所在

(二) 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項
(三) その他必要な事項
(第三十九条の四第一項関係)

三 都道府県知事は、二の規定により地域森林計画の変更等をしようとする場合であつて、二の(一)から(三)までに掲げる事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならないものとする。
(第三十九条の四第二項関係)

四 都道府県知事は、森林所有者等が要整備森林について地域森林計画に定められている森林施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、施業の勧告をすることができ、その者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、当該都道府県知事の指定を受けた者と、所有権の移転、使用収益権の設定又は施業の委託について協議すべき旨を勧告することができ、ものとする。
(第三十九条の五関係)

五 都道府県知事が四による協議の勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議を

することができないときであつて、都道府県知事が当該勧告に係る要整備森林において保安施設事業（森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。）を行うときは、当該要整備森林の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、その実施行為を拒んではならないものとする。

（第三十九条の七第一項関係）

第四 普及指導職員の一元化

林業専門技術員と林業改良指導員の資格を一元化し、新たに林業普及指導員を置くものとする。

（第百八十七条関係）

第五 その他

- 一 この法律は、平成十六年四月一日（普及指導職員に関する規定は、平成十七年四月一日）から施行するものとする。
- （附則第一条関係）

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。